

一般廃棄物処理基本計画の概要について

1. 計画の名称

「瑞浪市一般廃棄物処理基本計画」

2. 策定の主旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）第 6 条の規定により、市はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

計画はごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成され、本市においては、経済部クリーンセンターで「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、建設部上下水道課で「生活排水処理基本計画」をそれぞれ定めています。

現行の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、平成 14 年 3 月に策定し平成 31 年度を計画の最終年度としていることから新たな計画の策定が必要になります。

「生活排水処理基本計画」は平成 23 年 3 月に策定し、中間見直しとして平成 28 年 3 月に改定したもので令和 2 年度が計画の最終年度となっています。

計画は、瑞浪市における廃棄物に関する諸問題に対して生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることと目的とし、ごみ発生量の削減、適正な処理・処分に取り組んできました。

しかし、これまでの基本計画策定以降、第 3 次循環型社会形成推進基本計画が公表され、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」が見直されるなど、計画策定の前提と諸条件が変化しました。

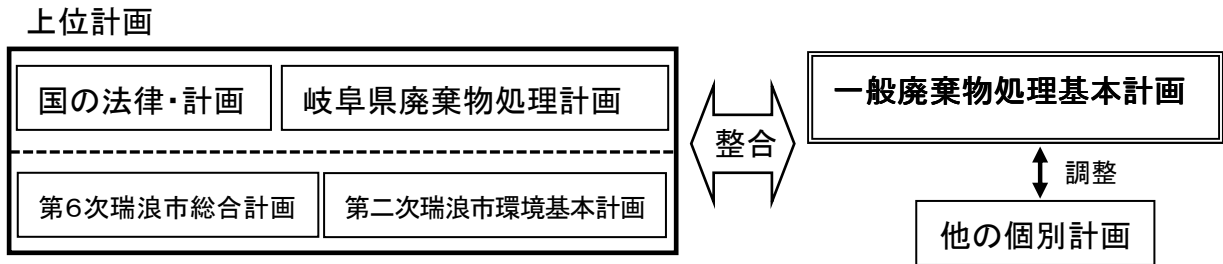
こうした状況に対応し、市民、事業者、行政が協働して「循環型社会の形成」を目指すために、一般廃棄物処理に係る基本方針を明確にし、一般廃棄物の減量化・リサイクル及び処分について、現実的かつ具体的な施策を示す新たな基本計画を策定します。

なお、今回の策定により、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」を合わせた構成とし、「瑞浪市廃棄物処理基本計画」として一本化を図ります。

3. 計画の位置づけ

第 6 次瑞浪市総合計画及び第二次瑞浪市環境基本計画を上位計画として位置付けるとともに、本市における諸施策との整合を図るものとします。

また、国の法律、計画、岐阜県が策定している岐阜県廃棄物処理計画等との整合を図ります。

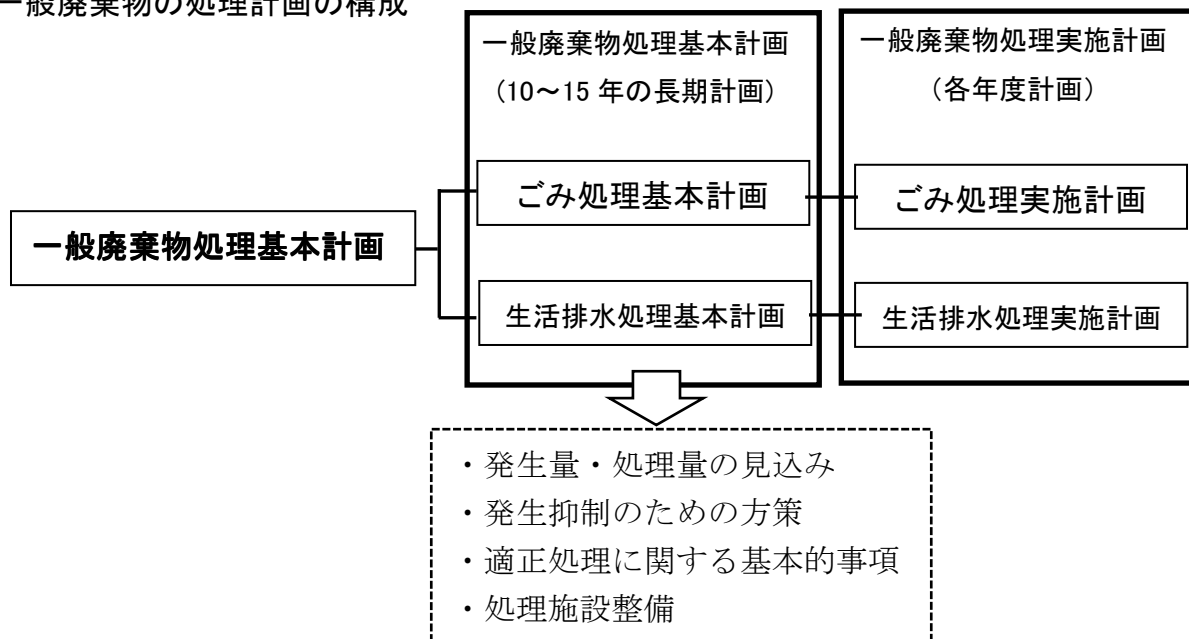


4. 計画の構成

(1) 計画の構成

廃棄物処理法に基づき市に策定が義務付けられている一般廃棄物の処理に関する計画は、基本的な事項について定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」により構成されます。

一般廃棄物の処理計画の構成

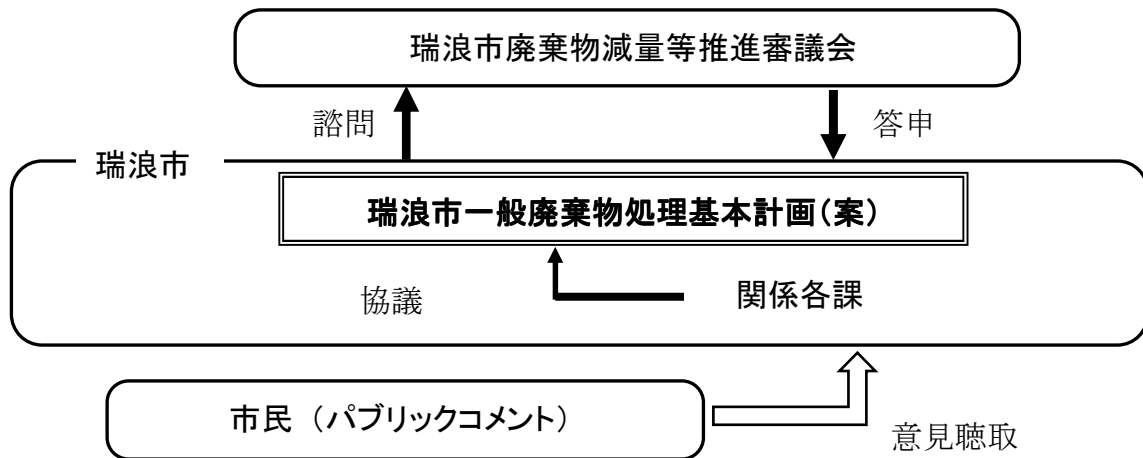


(2) 計画の期間

環境省が定めた「ごみ処理基本計画策定指針」では、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定することが適切とされています。

従って本市では、令和 16 年度までの 15 年を目標年次とし、令和 15 年度に見直される総合計画の内容を踏まえ改定を行うこととします。

5. 策定に係る組織体制



※生活排水処理基本計画の部分については、平成 30 年度に策定した瑞浪市公共下水道事業計画に基づく見直しとする予定のため、上下水道事業経営審議会に諮問は行わず、報告により周知を行うこととします。

6. 策定スケジュール

令和元年 5 月	一般廃棄物処理基本計画策定業務委託契約
7 月	第 1 回廃棄物減量等推進審議会開催（諮問） 計画素案の作成 （環境省「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき作成）
10 月	庁議報告 第 2 回廃棄物減量等推進審議会開催 （課題・施策・計画素案提示、検討）
12 月	第 3 回廃棄物減量等推進審議会開催（計画素案の確定） 上下水道事業経営審議会に報告
令和 2 年 1 月	庁議報告 パブリックコメント実施（1 か月間） 全員協議会報告
2 月	第 4 回廃棄物減量等推進審議会開催 （パブリックコメント報告・最終案・答申） 計画を機関決定（庁議、市長決裁）
4 月	市民に周知（ホームページ掲載）